

成田市介護・医療地域資源情報管理システム構築・運用保守業務委託仕様書

本仕様書の性質

本仕様書は成田市が委託する業務の受注者を選定するためにあらかじめ提示した内容であり、受注する最低限の内容を示したものである。

(受注者の選定はプロポーザル方式による随意契約とするが、プロポーザルの際に受注希望者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受注希望者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると成田市が判断した場合、提案者はその提案を誠実に実行することとし、提案内容は本仕様書に追加記載して、契約書の仕様書とする。)

1. 業務名

成田市介護・医療地域資源情報管理システム構築・運用保守業務委託

2. 目的

地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の一層の推進を図り、医療、介護、予防、住まい、生活支援の切れ目ない提供を実現するため、必要な地域資源情報を集約したデータベースシステムを構築することで、地域資源情報を一元的に提供し、市民に対する適切な情報発信や、庁内外の関係機関や専門職での情報共有、支援体制や地域づくり活動の取り組み強化につなげるなど、生活支援体制の充実を図ることを目的とする。

3. 業務期間

<システム構築>

契約締結日翌日から令和7年12月31日まで

<システム運用保守>

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

4. 業務実施内容

下記要件を満たしたシステムを令和7年12月31日までに構築し、システム要件に対応できている状態で稼働させること。システムに登録する地域資源情報については、本市から提供する地域資源情報の資料(紙媒体や各種電子ファイル形式)をもとに、システムの仕様に合わせた検索分類や地区、表示データ項目を本市職員と協議の上で設定し、必要な設定を終えた後にデータの取り込みを行うこと。なお、地域資源情報の件数は、介護関係事業所、医療関係機関、その他インフォーマルサービスなど、1,000件以内を想定する。

(1) 地域資源データベースシステムの構築

① データベース、アカウント管理機能

- ・地域資源情報の集約を行い、その情報を検索・活用できる一元的なデータベース機能を有すること。
- ・多分野の情報を一元的に集約するため、ユーザーの業種、立場、役割に応じて、情報更新や閲覧に関して制御が可能な権限設定機能を有すること。

- ・システムの安定性、構築期間の短縮、コストパフォーマンス等を考慮し、サーバ機器などのハードウェア等を必要としない本システム機能要件を満たすパッケージ化されたソフトウェアをクラウドサービス(ASP/SaaS など)として提供すること。
- ・システムの稼働にあたり、本市や関係機関が本システムにログインするためのアカウント作成を行うこと。
- ・システム管理者から配布されたアカウントによりアクセス制限することで、関係者だけが閲覧できる「関係者専用サイト」と、アクセス制限がなく誰でも自由に閲覧できる「市民向けサイト」の2層式のシステムを構築すること。

② 地域資源情報登録、検索、表示機能

- ・サービス分類や地区、その他本市が必要とする区分、住所地(位置情報)やキーワードなどの様々な抽出条件を組合せた複合検索機能を有すること。また、介護分野や医療分野など、異なる分野の情報も容易に検索でき、リスト表示やマップ表示形式で検索結果を同一画面上に表示できる機能を有すること。
- ・関係者のみが必要とする非公開項目などでも地域資源情報の抽出ができること。なお、検索した地域資源情報はリスト形式やマップ上での表示により取得ができ、必要な地域資源情報について地図情報を含めて、紙媒体で打ち出しができること。

③ システムの拡張性

- ・多岐にわたる事業者や団体などの情報を常に増やし、情報提供する上で必要となる詳細情報の項目の変化に対応できる掲載分野、データ項目を柔軟に設定変更できる機能を有すること。
- ・システム稼働後も、アカウントを自由に追加発行できる管理者機能を有すること。

(2) 地域づくり支援システムの構築

① 経緯記録・共有機能

- ・地域づくりにおける関係者の取組や経緯、ノウハウ等を地域資源ごとに記録し、関係者間で共有できる機能を有すること。

② 地区別の資源状況の集計機能

- ・公開・非公開を問わずに収集した資源情報を本市が設定した地区やカテゴリ、その他独自の抽出条件において、蓄積された地域資源情報の集計ができる機能を有すること。
- ・地域資源情報や資源開拓の経過をもとに本市及び地域包括支援センター等の職員が表計算ソフト等で集計や分析、実績報告を実施するために、登録情報を Excel 形式等でデータ出力ができる機能を有すること。

③ 地域資源情報の確認票出力機能

- ・システムへ登録済みの内容、地図、写真等を表示する掲載情報の確認票を出力できること。選択式の項目については、出力時点の選択状況が把握できる状態で、他の回答選択肢を含めて、すべての項目が表示されること。

(3) 多機関とのコミュニケーションツールの構築

① 専門職や多機関とのコミュニケーション機能

- ・特定のグループを作成する機能を有し、事業に関する案内やトピックス等の情報を市から関係機関へ情報発信することや、コメント返信による双方向でのやり取りが可能な機能を有すること。
- ・カレンダー形式で研修や講座情報等の掲載ができる機能を有すること。

q

(4) その他要件事項

①地域資源情報のメンテナンス業務

- ・本市から提供する新規や追加の地域資源情報については、システムへのデータ登録を行うこと。
- ・本市から廃止・休止等の情報を提供した際は、速やかにデータの削除や公開停止を行うこと。
- ・掲載事業者、団体等から寄せられる情報変更の依頼や、情報更新方法についての問合せなどに対応が可能なコールセンターを、原則として平日9:00～17:00の間、設置すること。

②地域資源情報の一斉調査実施

- ・本市が指定する項目を網羅した調査票を対象業態ごとに作成すること。作成にあたっては、受託者と相談のうえ、進めることとする。
- ・調査票には、本市が提供する調査対象の基礎データを印字したうえで印刷し、回答者の手間を省く対応を行うこと。
- ・調査対象に対し、調査票をFAX等にて送信し、回答を受領すること。
- ・調査対象から回答が無い場合は、電話等による督促を1回実施すること。
- ・調査期間中は、関係者からの問い合わせに対して、直通で対応できるコールセンターを原則として平日9:00～17:00の間、設置すること。
- ・本調査により収集した地域資源情報について、本業務において構築するシステム上に登録すること。
- ・調査対象とする地域資源数は600件までとする。600件を超える場合、追加で発生する費用は本市と受託者による協議の上金額を決定し、本市から受託者へ支払うものとする。

③空き情報の調査

※本項目に記す件数は 時点のものであり、増減があった場合の対応は別途協議する

- ・本市が指定する介護サービス事業者等(249件)に対して、下記のとおり空き状況調査を行い、システムへ反映を行うこと。調査にあたっては、随時、本市と相談・確認の上、進めること。調査に係る費用は受託者が負担するものとする。
- ・FAX等による調査票の送付、回答の回収を行うこと。
- ・月に1回の頻度で調査を行う業態(35件)
 - ※認知症対応型共同生活介護、特定施設入居型生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ・2週に1回の頻度で調査を行う業態(26件)
 - ※居宅介護支援

- ・週に1回の頻度で調査を行う業態(188件)

※訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問型サービス、通所型サービス

④説明会の開催

- ・本システム稼働前に、システムについてデモ操作を含む説明会を2回以上実施すること。
- ・説明会の開催時期は本市と協議のうえ決定すること。

⑤システムの有効活用に向けた支援の実施

- ・地域づくり推進に向けた提案・運用支援を実施すること。地域づくりの取組を熟知した者により、生活支援体制整備事業等を推進する上でのシステムの有効活用と具体的な運用ステップを継続的に提案すること。
- ・提案にあたっては本市と事前に打ち合わせを行い、地域の特性や課題の分析に必要となる機能や地域への問題提起の際に活用できる機能などを提案すること。
- ・システム内に構築したデータをもとに、市民や地域関係者が活用できるように加工した地域資源情報のリストを作成し、PDF形式で納品すること。
- ・「市民向けサイト」の認知向上と利用促進を目的としたリーフレットを作成すること。Microsoft社のPowerPoint形式で、分量はA4用紙1枚程度を想定するが、デザインや内容は本市担当者と協議して決定するものとする。なお、受注者はリーフレットデータのみ提供するものとし、印刷等は発注者が行う。

⑥担当者との打ち合わせ

- ・システムの稼働前、稼働後を含め、関係機関の連携や生活支援体制整備事業を円滑に進めるために、本市と受託者が十分に打ち合わせを行うこと。

5. 環境整備

本件はクラウドサービスの形式によるシステムの構築等を委託しようとするものであり、システム運用に必要なサーバ機器等のハードウェア及びソフトウェアは受注者が用意し庁舎外に設置することとし、これに係る経費は受託者が負担する。

市民向けサイトはウェブアクセシビリティ規格(JISX8341-3:2016)のレベル AA に準拠していること。

受注者が用意するサーバは、システム改修時にも安定稼働できるよう、開発環境サーバと公開環境サーバを用意すること。

データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内にある、耐震設備や非常用電源などの整備されたデータセンターであること。また、サーバ障害及びセキュリティに関する問題が発生した場合、速やかに対応できるよう、サーバの監視を24時間365日行うこと。

6. セキュリティ対策

本事業で構築する仕組みにおいて取り扱う情報の保護・管理には十分注意を払うこと。また、必要なセキュリティ対策を十分に講じ、進化する脅威に対する継続的な脆弱性診断などを定期的実施すること。

受注者は、最新のパターンファイルが適用できるよう、ウィルス対策を実施すること。

不正アクセス等の防御のため、ファイアウォール等の設置をすること。

入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信(SSL 対応)が行われること。

7. 情報の保全措置

受託者は、データベースに格納された情報等の保全措置としてサーバ内、複数記憶媒体への同時記録や外部記録媒体への日次でのバックアップ等を取得し、少なくとも5世代分は任意に抽出し復元できるよう管理すること。

機器・設備のメンテナンス等により、一時的にサービス停止を行う際は、事前に本市と協議を行うこと。また、サイトの定期的なメンテナンスを行う場合には、事前に通知した上で、サイト運用を止めずに実施するか、夜間に実施すること。

システム障害等が発生したときは、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じ、速やかに復旧対策を実施するとともに、本市への障害等の内容の説明報告を行うこと。

8. クライアント環境

本システムの導入にあたり、関係者専用サイト、市民向けサイト、管理システムのクライアントの利用ブラウザ・OS・操作端末は、以下のものを想定する。なお、バージョンは、業務着手時において、最新のものとする。稼働後、ブラウザ等の開発元からのサポートが終了した場合には、後継バージョンを利用することを想定するものとする。

- ・利用想定 OS

 - Windows10 以上、macOS、iOS、Android

- ・利用想定ブラウザ

 - Microsoft Edge、Firefox、Safari、GoogleChrome

- ・操作端末

 - パソコン、タブレット端末、スマートフォン

9. 守秘義務

受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

10. 個人情報の保護

本業務は個人情報を扱う工程があるため、受託者は個人情報保護対策を施した管理下で作業を行わなければならない。このため、受託者はプライバシーマーク等の公的認証を受けていること。

11. 知的財産権

- ・業務プログラムの著作権

本業務で採用された業務プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から28条に定める権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。

・成果物の著作権

本業務における成果物の内、納品された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から28条までに定める権利を含む全ての著作権は、パッケージ標準に付加されるマニュアル等の原本を除き、本市に帰属する。また、本システム稼働時に移行または蓄積されたデータも本市に帰属する。

12. その他

- ・本仕様書に記載のない事項及び解釈について懷疑が生じた場合は、本市と受託者の協議により定めるものとする。
- ・受託者が本業務を行うにあたり、第3者へ業務を委託する場合(民間クラウドサービス等、その提供事業者が受託者と異なる場合を含む)の取扱いについては、事前に本市に対し、委託先名称、代表者氏名及びその他必要事項を報告し、承諾を得た上で、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、受託者は当該委託先が提供するサービスの品質、すべての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- ・本システムにおける地図付きの印刷機能は、システム利用事業所内での必要最小限での印刷を前提とし、大量印刷を目的としたサービスの利用は行わないものとする。

13. 成果物

成果物として、下記のデータを電子媒体に格納の上、本市が指定した期日までに納品すること。

- ・システム稼働開始時に登録した地域資源情報一覧
- ・システム操作マニュアル(本市向け)
- ・システム操作マニュアル(関係機関)
- ・システム操作マニュアル(住民向け)
- ・打合せ議事録

14. 担当

成田市 福祉部 介護保険課

電話番号:0476-20-1545

ファクス番号:0476-24-2367

メールアドレス:kaigo@city.narita.chiba.jp